

「(仮称)墨田区協治(ガバナンス)推進条例」の検討にあたり、 参考となる他自治体の条例事例(⑩議会)

目次

1. 自治全般に関する条例の事例	
(1) ニセコ町まちづくり基本条例	1
(2) 杉並区自治基本条例	2
(3) 多摩市自治基本条例	2
(4) 大和市自治基本条例	3
(5) 「文の京」自治基本条例	3
(6) 足立区自治基本条例	4
(7) 川崎市自治基本条例	4
(8) 中野区自治基本条例	5
(9) 三鷹市自治基本条例	5
(10) 豊島区自治の推進に関する基本条例	5
2. 参加及び協働に関する条例の事例	6

.....

1. 自治全般に関する条例の事例

(1) ニセコ町まちづくり基本条例

第6章 議会の役割と責務

(議会の役割)

第17条 議会は、町民の代表から構成される町的意思決定機関である。

2 議会は、議決機関として、町の政策の意思決定及び行政活動の監視並びに条例を制定する権限を有する。

(議会の責務)

第18条 議会は、議決機関としての責任を常に自覚し、将来に向けたまちづくりの展望をもって活動しなければならない。

2 議会は、広く町民から意見を求めるよう努めなければならない。

3 議会は、主権者たる町民に議会における意思決定の内容及びその経過を説明する責務を有する。

(議会の組織等)

第19条 議会の組織及び議員の定数は、まちづくりにおける議会の役割を十分考慮して定められなければならない。

(議会の会議)

第20条 議会の会議は、討議を基本とする。

2 議長は、説明のため本会議に出席させた者に議員への質問及び意見を述べさせることができる。

(会議の公開)

第 21 条 議会の会議は公開とする。ただし、非公開とすることが適当と認められる場合は、この限りではない。

2 前項ただし書により非公開とした場合は、その理由を公表しなければならない。

(議会の会期外活動)

第 22 条 議会は、閉会中においても、町政への町民の意思の反映を図るため、まちづくりに関する調査及び検討等に努める。

2 前項の活動は、議会の自主性及び自立性に基づいて行われなければならない。

(政策会議の設置)

第 23 条 議会は、本会議のほか、まちづくりに関する政策を議論するため、政策会議を設置することができる。

2 前項の会議は議長が招集し、議事運営にあたるものとする。

(議員の役割及び責務)

第 24 条 議員は、町民から選ばれた公職者として自ら研さんに努めるとともに、公益のために行動しなければならない。

2 議員は、基本的人権の擁護と公共の福祉の実現のため、政策提言及び立法活動に努めなければならない。

(2) 杉並区自治基本条例

第 6 章 区議会

(区議会に関する基本的事項)

第 8 条 区議会は、地方自治法で定めるところにより、区民の直接選挙により選ばれた代表者である議員によって構成される意思決定機関であるとともに、執行機関の区政運営を監視し、及び牽制する機能を果たすものとする。

2 区議会は、地方自治法で定めるところにより、条例の制定改廃、予算、決算の認定等を議決する権限並びに執行機関に対する検査及び監査の請求等の権限を有する。

3 区議会は、前 2 項に規定する機能等を果たすため、効率的な議会運営に努めるものとする。

(区議会の情報の公開及び提供)

第 9 条 区議会は、別に条例で定めるところにより、区議会が保有する情報を公開するとともに、会議の公開及び情報提供の充実により、区民等との情報の共有を図り、開かれた議会運営に努めなければならない。

(区議会議員の責務)

第 10 条 区議会議員は、区民の信託にこたえ、区議会が前二条に規定する機能等を果たせるよう、誠実に職務遂行に努めなければならない。

(3) 多摩市自治基本条例

第 4 節 市議会の役割

(市議会の設置)

第8条 住民の直接選挙による議員で構成された、市の意思決定機関として市議会を設置します。

(市議会の権限)

第9条 市議会は、市の重要事項を議決する権限並びに市の執行機関に対し、監視及びけん制する権限を有します。

2 市議会は、法令の定めるところにより、条例の制定改廃、予算、決算の認定等を議決する権限並びに執行機関に関する検査及び監査の請求等の権限並びに市政に関する調査及び国又は関係機関に意見書を提出する等の権限を有します。

(市議会の責務)

第10条 市議会は、その権限を行使することにより、私たちのまちの自治の発展及び市民の福祉の向上に努めなければなりません。

2 市議会は、情報を公開し、市民に開かれた議会運営に努めなければなりません。

(市議会議員の責務)

第11条 市議会議員は、市民の代表者としての品位と名誉を保持し、常に市民全体の利益を行動の指針とします。

2 市議会議員は、市議会の責務を遂行するため、自己研鑽に努めなければなりません。

(4) 大和市自治基本条例

第4章 市議会

(市議会の責務)

第13条 市議会は、自治の基本理念にのっとり、その権限を行使し、自治を推進しなければならない。

2 市議会は、市民に対して、開かれた議会運営を行い、説明し、及び応答する責務を有する。

3 市議会は、保有する個人情報保護し、及び保有する情報を原則として公開しなければならない。

(市議会議員の責務)

第14条 市議会議員は、自治の基本理念にのっとり、市議会が前条に規定する事項を実現するよう、誠実に職務を執行しなければならない。

(5) 「文の京」自治基本条例

第4章 区の責務

(区の基本的役割)

第16条 区は、地方自治の本旨に基づいて、住民の福祉の増進に向けて、必要な施策を実施し、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

2 区を構成する各機関は、それぞれの責務を果たすことを通じて、共通の目標である協働・協治の社会の実現を図る。

3 区は、持続可能で健全な区政を実現する。

(保証役としての役割)

第17条 区は、自ら公共的サービスを提供する役割を担うだけでなく、適切な公共的サービス水準の設定及び区民等の活動の支援を通じて、区民等により公共的サービスの提供が適正に行われる

ことを保証するよう努める。

(調整役としての役割)

第 18 条 区は、必要に応じて、区民等の間の調整を行う役割を担う。

(地域の担い手の支援)

第 19 条 区は、区民等の自主性及び自律性を尊重しつつ、地域の課題を解決するための活動に取り組む人々や団体が自主的・自律的に活動できるように支援する。

第 5 章 区議会の責務

第 1 節 区議会の役割

(区議会の基本的事項)

第 20 条 区議会は、住民の直接選挙により選ばれた議員で構成する意思決定機関であり、執行機関の区政運営を監視し、及び牽制する機能を有する。

(区議会の責務)

第 21 条 区議会は、法令に定める権限を行使し、及び政策論議・立法活動の充実を図ることにより、区政の発展及び区民の福祉の向上に努める。

(情報の共有と説明責任)

第 22 条 区議会は、積極的に情報を提供することにより、区民との情報の共有を図るとともに、区民への説明責任を果たす。

(区民参加と活性化)

第 23 条 区議会は、区民との直接対話の場を設けるなど、区議会への区民参加を推進し、区議会の活性化を図り、開かれた区議会を目指す。

第 2 節 区議会議員の責務

(区議会議員の責務)

第 24 条 区議会議員は、区民の代表者として品位と名誉を保持し、自己研鑽に努めるとともに、常に区民全体の利益を行動の指針とし、誠実に職務遂行に努める。

(6) 足立区自治基本条例

第 9 章 区議会

(区議会の役割)

第 22 条 区議会は、区民の信託に応え、区民の福祉を増進させるため、法律の定めるところによりその権限を行使し、区民の代表としての役割を果たすものとする。

2 区議会は、区政運営が適切、公正かつ効率的に行われるように執行機関を監視し、けん制する機能を果たすものとする。

(区議会の情報の公開及び提供)

第 23 条 区議会は、議会に対する区民の信頼が深められるように、別に条例で定めるところにより、区議会に関する情報を積極的に公開し、及び提供し、開かれた議会運営に努めるものとする。

(7) 川崎市自治基本条例

第 2 節 議会

(議会の設置)

第 10 条 市に、議事機関として、選挙によって選ばれた議員で構成される議会を設置します。

(議会の権限及び責務)

第 11 条 議会は、市の重要な意思決定、市の事務に関する監視、政策の立案等を行います。

2 議会は、前項の権限を行使するに当たり、市民の意思が適切に反映されるよう必要かつ十分な会議を行うとともに、議会活動について市民との情報の共有化を図り、開かれた議会運営に努めます。

(議員の責務)

第 12 条 議員は、地域の課題や市民の意見を把握するとともに、市政全体の観点から的確な判断を行うことにより議会が前条第 1 項の権限を適切に行使できるよう努めます。

2 議員は、市民に開かれた議会運営の実現に寄与するための活動を行うよう努めます。

(8) 中野区自治基本条例

(区議会の役割及び責務)

第 4 条 区議会は、区民を代表して重要な意思決定を行う議決機関であるとともに、執行機関の行政運営を調査し、及び監視し、適正かつ効果的な行政運営を確保する権能を有する。

2 区議会は、区議会の保有する情報を公開し、区民との情報共有を図るものとする。

(9) 三鷹市自治基本条例

第 3 章 市議会

(市議会の役割、責務等)

第 7 条 市議会は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の規定に基づき、市民の直接選挙により信託を受けた議員によって構成される意思決定機関であり、市民の信託に応えるため、事案の決定、市政の監視及びけん制を行うものとする。

2 市議会は、市民への情報提供を積極的に推進するとともに、市民に開かれた議会運営に努めなければならない。

3 市議会は、前 2 項の役割、責務等を果たすため、市議会の持つ権能を最大限に発揮して活動するものとする。

(市議会の立法活動、調査活動等)

第 8 条 市議会は、議会の活性化に努めるとともに、独自の政策提言及び政策立案の強化を図るため、立法活動、調査活動等を積極的に行うものとする。

(10) 豊島区自治の推進に関する基本条例

第 5 章 区議会

第 1 節 区議会の意義及び役割

(区議会の設置)

第 28 条 区民は、法律の定めるところにより、直接選挙で選出された議員で構成される区議会を置く。

(区民の信託と区議会の権限)

第 29 条 区議会は、区民の信託に基づく議事機関として、区民の意思を区政に反映させるため、

条例の制定又は改廃、予算及び決算の認定等の事件について議決する権限を有する。

(区議会の役割)

第 30 条 区議会は、自立的な意思決定機能の向上を図るとともに、区民自治の発展を支える役割を果たさなければならない。

2 区議会は、区民の意思の把握に努め、これを区政に反映させるため、政策の提案及び立法を行わなければならない。

3 区議会は、区長等が執行する事務・事業に関する検査、調査、意見聴取等の権限を活用し、適正に事務・事業が執行されているかを監視しなければならない。

(議会運営)

第 31 条 区議会は、区民の意思を代表する議事機関としての役割を果たすため、十分な審議を尽くすとともに、円滑な議会運営に努めなければならない。

2 区議会は、区民と政策情報の共有を図り、議会活動について区民に分かりやすく説明するとともに、議会への区民参加を推進し、開かれた議会運営に努めなければならない。

第 2 節 議員の責務

(行動の指針)

第 32 条 区議会議員は、多様な区民の意見・要望を集約し、総合的な視点に立って区政に反映させることを行動の指針としなければならない。

(議論の活発化及び能力の向上)

第 33 条 区議会議員は、社会経済情勢、政策情報等に関する認識を深めるため研さんするとともに、議員間の議論を活発にし、審議能力及び政策立案能力の向上に努めなければならない。

2. 参加及び協働に関する条例の事例

規定なし